

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者） 選任、~~死亡・解任~~ 届出書

××年 ××月 ××日

（宛先）金沢市長

住所 金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇食品株式会社  
 届出者 金沢 次郎  
 電話銀号 ×××-××××

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（~~第6条第2項において準用する第3条第3項~~）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇食品株式会社××工場	※ 整理番号	
特定工場の所在地	金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号	※ 受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	12,000 m <sup>3</sup>	※ 特定工場の番号
	ばい煙発生施設の種別	別紙のとおり。	※ 備考
水質関係	排出水量		
	特定地下浸透水の浸透の有無		
	汚水等排出施設の種別	別紙のとおり。	
騒音関係	騒音発生施設の種別		
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種別		
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種別		
振動関係	振動発生施設の種別		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種別		
公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	選任年月日	××年 ××月 ××日	
	職名	技術主任	
	氏名	浅野川 次郎	
	担当業務の範囲	規則6条に定める技術的事項	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	〇〇食品株式会社◎◎工場 ▲▲市〇〇町〇丁目〇番〇号	
選任の事由		前任者退職	
公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	（死亡・解任）年月日	××年 ××月 ××日	
	職名	技術主任	
	氏名	金腐 三郎	
	担当業務の範囲	規則6条に定める技術的事項	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	〇〇食品株式会社◎◎工場 ▲▲市〇〇町〇丁目〇番〇号	
解任の事由		退職	

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については、公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

## ばい煙発生施設の種類・汚水等排出施設の種類

区分	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設					
有害物質を発生する施設以外の施設					

## (1) ばい煙発生施設の場合

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

## (2) 汚水等排出施設の場合

汚水等排出施設の別紙の様式は(1)に準ずるものとする。ただし、この場合「項番号」は「号番号」とし水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号とする。また、「施設の名称」の欄には、別表に掲げる名称を記載すること。

なお、「施設の規模」の欄は、記載する必要はない。

(騒音・振動)発生施設の種類の

番号	施設の名称	公称能力	台数	施設の用途
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
計				

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。
- 2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。
- ① 液圧プレスについては、呼び加圧能力（キロニュートン）
  - ② 機械プレスについては、呼び加圧能力（キロニュートン）
  - ③ 鍛造機については、落下部分の重量（トン）
- 3 同一の種類施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。

参          考	<p>騒音発生施設：一 機械プレス（呼び加圧能力が980 キロニュートン(旧100 トン)以上のものに限る。）</p> <p style="padding-left: 2em;">二 鍛造機（落下部分の重量が1 トン以上のものに限る。）</p> <p>振動発生施設：一 液圧プレス（呼び加圧能力が2941 キロニュートン(旧300 トン)以上のものに限る。）</p> <p style="padding-left: 2em;">二 機械プレス（呼び加圧能力が980 キロニュートン(旧100 トン)以上のものに限る。）</p> <p style="padding-left: 2em;">三 鍛造機（落下部分の重量が1 トン以上のものに限る。）</p> <p>※キロニュートン≒重量トン×9.8</p>
--	---